

## 平成 31 年度与党税制改正大綱について

本日、「平成 31 年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、全国の都市自治体において少子高齢化社会への対応や国土強靱化の推進、さらには地方創生への取組などの諸施策を積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであるが、様々な面において地方にご配慮いただき、とりまとめにあられた与党関係者の方々のご尽力に敬意を表したい。

主な改正項目として、まず、車体課税については、消費税率 10%への引き上げに合わせ、恒久的に自動車税の税率が引き下げられることとなったものの、この恒久減税による地方税の減収分については、エコカー減税等の基準の見直しや国税から地方税への税源移譲により、見合いの地方税財源が確保されるとともに、環境性能割の臨時的な軽減措置における地方税の減収分についても、全額国費で補填されることとなった。

都市自治体においては、橋梁やトンネル等の老朽化対策のための財源に影響が出ることを危惧していたところであるが、それが回避されたことについて与党関係者の方々に感謝を申し上げる次第である。

ゴルフ場利用税については、昨年度、長期的に検討するとされたにも関わらず、今年度も税制改正の議論の俎上にのぼったことは誠に残念ではあるが、本税が地方の行政サービスに対する受益者負担としての性格を有することや生涯スポーツの振興にも十分配慮していること等が理解され、現行制度が堅持されることとなり、与党関係者の方々をはじめ、ゴルフ場所在市町村全国連盟の方々のご尽力に感謝する次第である。

本税が財政力の乏しい過疎地等のゴルフ場所在市町村にとっては不可欠な財源であることを踏まえ、将来にわたり現行制度が堅持されるよう、強く求めるものである。

地方法人課税における新たな偏在是正措置の創設については、偏在の大きい地方法人二税の税収が、地域における付加価値の総計である県内総生産と合致するよう是正措置が講じられることとなり、偏在性の小さい地方税体系の構築に一步進んだことは高く評価するものである。今般の措置は、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくために講じられるものでもあり、引き続き、相互に連携を図りながら、地方創生などの諸施策に積極的に取り組んで参る所存である。

平成 30 年 12 月 14 日

全国市長会  
会長 立谷 秀 清